

岬町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

岬町教育委員会

教育長 古 橋 重 和

岬町教育委員会規則第 2 号

岬町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岬町立学校管理運営に関する規則（昭和 3 2 年岬町教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
(教諭(指導専任))	(教諭(指導専任) <u>等</u>)
第 3 条の 2 (略)	第 3 条の 2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第 1 項の講師は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) <u>第 28 条第 10 項(同法第 40 条において準用する場合を含む。)</u> に規定する講師の職務を行う。	3 第 1 項の講師は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) <u>第 37 条第 17 項(同法第 49 条において準用する場合を含む。)</u> に規定する講師の職務を行う。
(新設)	<u>4 第1項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、第2項の規定に関わらず、その職名は、主務教諭(指導専任)とする。</u>
(新設)	<u>5 前項の場合においては、第 3 項に規定する職務を行うほか、命</u>

(首席) 第 4 条 (略) 2 首席は、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。 3～4 (略) (指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭) 第 4 条の 2 (略) 2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。 (教務主任等の発令) 第 4 条の 5 <u>保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u> 2 <u>生徒指導主事は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</u> 3 <u>第 4 条の 3 に規定する教務主任等のうち、前 2 項に規定する保健主事及び生徒指導主事以外の主事等は、教諭(ただし、司書教</u>	<u>を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u> (首席) 第 4 条 (略) 2 首席は、<u>主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭</u>、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。 3～4 (略) (指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭) 第 4 条の 2 (略) 2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ<u>主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭</u>、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。 (教務主任等の発令) 第 4 条の 5 <u>前条に規定する教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u> 2 <u>前条に規定する保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u> 3 <u>前条に規定する司書教諭は、司書教諭講習を修了し有資格者となった主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主</u>
--	--

諭にあっては司書教諭講習を修了し有資格者となった教諭)のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

務教諭を除く。)又は教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。